

春を告げる城堀の水落ちは2月20日～29日

【問】市水路課水路管理係 (☎ 77・8742)

水落ちの期間中はいつも以上に火の用心

水郷柳川の風物詩「水落ち」が、2月20日(月)の午後4時から29日(水)の午前10時までの10日間行われます。水落ちは旧城下町地区(柳河・城内・沖端地区)の掘割の環境を良好に保つために、水を落とし川底の掃除と日光消毒をする、年に1度の大切な行事です。期間中は市街地の掘割の水が極端に少なくなり、防火用水が不足します。火の取扱いには十分気をつけてください。

また期間中は、川下りの運行が変更されます。詳しくは各舟会社にお尋ねください。

“堀と道”クリーンアップ大作戦は26日

市と道守ネットワークは、伝統行事である水落ちを利用し、地域の人や観光関係者に加え、各種団体が参加して、城堀と道路の一斉清掃を行います。掘割は水郷柳川のシンボルで市民共有の財産です。おもてなしの心で掘割をみんなの手で守っていきましょう。ボランティアでの参加も募集しています。事前に申し込む必要はありませんので、当日、最寄りの集合場所にお

越してください。

■日時 2月26日(日)、午前8時30分から2時間程度(小雨決行)

■集合場所 ①京町公園②あめんぼ公園③柳川庁舎正面玄関④沖端二丁井樋(有明海の幸モザイク画前)⑤からたち文人の足湯広場

■持ってくる物 長靴、軍手、タオル、鎌などの除草道具



若い人たちの熱い話を聞きに来て

【問】市柳川ブランド推進室 (☎ 77・8722)

「柳川の若っかもんの主張」を開催します



市は意見発表会「柳川の若っかもんの主張～がまだしもんのチャレンジ～」を開催します。発表会には農業、水産業、商工業、観光業の各業界から3人から4人の担い手が出場。仕事を通じて日ごろ考えていることや、将来の夢などの熱い思いを発表してもらいます。本市出身タレントの小雪さん(写真)もお呼びします。ぜひご参加ください。



■日時 2月18日(土)、午後1時～3時30分
■会場 水の郷ホール(入場無料)

「柳川春らんまんの旅」参加者を募集

柳川のいいところをバスで巡る、よかばんも～バスツアー。7回目を迎える今回は「柳川春らんまんの旅」と題して、つぼみ菜の収穫やさげもんづくりを体験するほか、昼食は真勝寺で精進料理をいただき、梅の木街道やさげもんめぐりで楽しんでいただきます。



■期日 2月19日(日)
■集合場所・時間 ▶JA柳川三橋支所=午前10時ごろ
▶西鉄柳川駅=午前10時10分ごろ
■料金 1人5800円
申し込みは、九州トラベル(☎76・0556)まで。

高齢者保健福祉計画(案)への意見を募集します

【問】市福祉課高齢者福祉係 (☎ 77・8516)

本市は年々高齢化が進んでおり、平成26年には人口に占める65歳以上の人の割合が30%に迫る見込みです。加えて、介護を受ける割合が高くなる75歳以上の人や、高齢者の一人暮らしや高齢者だけの夫婦の世帯も多くなっています。このため、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、健康で安心して住み続けられるよう、柳川市高齢者保健福祉計画を策定しています。このほど素案がまとまり、計画に対する皆さんからの意見を求めます。

計画の期間は、24年度から26年度までの3年間。目指すべき将来像を「高齢者のだれもが心豊かに暮らすことができる、やさしさとおもいやりのまち柳川」としました。これを実現するため、心身の健康、住み慣れた地域での生活、市民の見守りなどの3つの基本目標を設定。これを柱に、健康づくり・介護予防の推進▶在宅生活支援サービスの充実▶地域で見守り支え合う体制づくり▶質の高いサービスを利用できる環境づくり▶生きがいづくりと社会参加の促進▶安心・安全なまちづくりの推進、以上の6つの施策を計画しています。

■募集する内容 柳川市高齢者保健福祉計画(案)に対する意見

■意見を提出できる人 ▶市内に住所がある人か通勤・通学している人▶市内に事務所や事業所がある法人、団体など▶市に納税義務を有する人

■募集期間 2月3日(金)～22日(水)(必着)

■計画案の閲覧・意見書用紙の配布場所 柳川庁舎1階福祉課または3階市政情報コーナー、大和・三橋庁舎の市民サービス課(計画案や意見書用紙は、市のホームページからもダウンロードできます)

■意見の提出方法 意見書に住所、氏名(法人そのほかの団体は所在地と名称、代表者の氏名)、電話番号と、意見などの該当箇所・概要を記入し、直接、市福祉課に持参するか、郵送(〒832・8601柳川市本町87番地1)またはファクス(FAX 73・9211)、電子メール(fukushi@city.yanagawa.lg.jp)のいずれかの方法で提出してください。

■意見の取扱い 提出された意見は、その意見に対する市の考え方をまとめたものを、窓口やホームページで公表します。ただし、賛否の結論だけを示したものや、関係のない意見などは、市の考え方を示さない場合があります。



あなたの犬や猫が本当に大切ならできるはずですよ

【問】市生活環境課環境係 (☎ 77・8485)

愛犬のふんの片付けは飼い主の義務です

散歩中にした飼い犬のふんを片付けるのは、飼い主の義務です。ほとんどの人はきちんと片付けていますが、中には道端やよその敷地にしたふんを、そのままにする非常識な人もいます。ふんの放置禁止の看板を立てても効果がなく、苦情や相談が後を絶ちません。放置されたふんは、衛生面や悪臭で迷惑だけではなく、柳川を訪れた観光客の印象を悪くさせます。飼い犬を散歩させるときは、シャベルやビニール袋などを携帯し、ふんをしたときはきちんと片付けてください。

野良猫に餌をやらなさい

野良猫に餌を与えるのはやめましょう。かわいそう

だと思い、自分の都合だけで餌を与えることで野良猫が増え、他人の家でふんをしたり、ごみ袋を破ったりします。また交通事故に遭ったり、病気にかかったりする、かわいそうな猫を逆に増やす結果にもなります。猫を飼えない場合は餌付けをしないでください。また、猫を飼う場合でも放し飼いにせず、他人に迷惑がかからないよう、自分の家や敷地内で最後まで責任を持って飼ってください。

